

閲覧用

(仮称) 河内長野市手話言語条例 (案) に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

令和2年12月1日(火)～令和3年1月4日(月)まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、(仮称)河内長野市手話言語条例(案)に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、10人より16件の貴重なご意見をいただきました。いただいた16件の内、公表可の12件について、以下の分類のとおり整理しました。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて計画(構想、指針、条例など)に変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれています。	2件
参考	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	10件
その他	ご意見につきましては、計画(構想、指針、条例など)に反映しないものとします。	0件

番号	分類	ページ	ご意見(の概要)	市の考え方□
1	包含	1・2	<p>【1】条例制定の背景等、【2】河内長野市手話言語条例(案)の概要の(1)前文について</p> <p>ろう者についての理解や、歴史的な背景など、わかりやすく表明されていると思います。</p> <p>手話言語条例はろう者や手話についての理解を広めるための条例であり、前文にその概念が込められていると思います。</p> <p>なぜ必要か、というのは、私たちの社会は多様な社会であるということです。</p> <p>現代の成熟した社会では、多様性があるということを認めた社会をめざしていくことが必要です。</p> <p>手話言語条例は、これまで社会の中でマイノリティー(少</p>	<p>(仮称)河内長野市手話言語条例(案)へご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本条例の制定は、市の責務や市民、事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策を進めることで、ろう者が社会的な障壁によって分け隔てられることなく、全ての市民がともに支え合って生きることのできる地域社会が実現することをその目的としています。本条例をもとに、市と市民、事業者が相互に協力し一体となって手話に関する施策を推進することを目指します。</p>

			<p>数派)であったろう者が、初めて声(手話)をあげたエポックメイキング(新時代を開く)であると思います。</p> <p>新しい価値観を生み出す取り組みが全国各地で動き始めています。</p> <p>この背景や前文が手話言語条例の根幹であると思います。</p>	
2	包含	全体	<p>市民に手話の広がり、ろう者の事の理解も広がりこの上嬉しいことはないと思います。</p> <p>何故なら戦前戦後を、ろう者の差別(手話への偏見)を強いられた先輩達の苦労は並大抵ではない。</p> <p>辛くても我慢が美德とされていました。ろう者は聞こえる社会に合わすことで、可愛がられるろう者になりなさいとろう学校の先生に言われていました。意見や反発、反抗は絶対ダメだと言われていました。</p> <p>我慢が美德とされていました。それは間違っている。自分の言いたい意見を言っても良いと思います。又こうしてほしい、ああしてほしい要求ばかりするろう者はわがままと、見なされていました。本当はわがままではないのに。</p> <p>健聴社会に私たちが何から何まで合わすことには、限界があります。どうするかと言えば、手話通訳付けたり、筆談なりしてくれたり手話で話してもらおう。最近ではコロナウイルスの影響でマスクをして、レジで話しかけて来て困ります。</p> <p>口元が見えないから読み取れない。大抵レジで袋要りますか?と言っているらしい。</p>	
3	参考	全体	<p>【2】(8) 施策の推進について</p> <p>施策に基づき事業を実施する場合に欠かせないのは、当事者の声(手話)です。施策の推進のために、ぜひ当事者の声(手話)を聴く(見る)場を設けてください。</p> <p>また、事業を実施するにあたり、必要な予算の確保をする</p>	<p>(仮称)河内長野市手話言語条例(案)へご意見をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>今後、推進すべき手話に関する施策については、当事者や支援団体等からも広く意見を聴取しながら、施策の実効性を確保したいと考えています。</p>

			<p>ことを条例に明記してください。</p>	<p>また、すでに実施している手話に関する施策の改善や、今後実施していく新しい施策の内容について整理を行い、これに基づいて、当該年度において必要となる予算の確保に努め、着実かつ計画的に手話の普及等に取り組んでまいります。</p>
4	参考	全体	<p>この条例についての根本的な考え方は継続的な運用と施策により、年数をかけて市民の意識を変えていくことにあると思っています。</p> <p>これまで聴覚障がい者は音声社会の中で取り残されてきた存在です。</p> <p>聞こえないだけで体自体は障害がないからたいしたことはないだろうとか、声を大きくすれば分かるだろうといった誤った認識があり、また聴覚障がい者に出会ったときにどのように接すれば良いかも分らない方が多く、聴覚障がい者と健常者とのコミュニケーションで双方にとって不幸な結果となることも数多くありました。</p> <p>今回、この条例によって市から正しい情報を発信し、そういった誤った認識を、時間をかけて変えていくことで、ろう者にとって手話は言語であるということ、またろう者にとって必要なこと、良いコミュニケーション方法が市民に浸透し10年後20年後にろう者、健常者が暮らしやすい市になることが我々の願いです。</p> <p>その意味では、市の将来を担う若い世代、小学生や中学生を中心に聴覚障がい者についての学習機会を増やすなど河内長野市に住む子どもへの施策を重点的に進めて頂きたいと思えます。</p>	<p>(仮称)河内長野市手話言語条例(案)へご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>現在、市立小中学校では、各教科等や特別活動を通じて、様々な障がいに関して学ぶ機会を設けており、障がい者の方に対する理解を深める教育を進めているところです。</p> <p>本市としましては、市立小中学校の児童、生徒及び市内幼稚園、保育所、認定こども園の園児を含め、広く市民や事業者等に対して、手話やろう者への理解、手話の普及を進めるための機会を創出していけるよう、各関係部局とも協議、連携を図りながら、その施策を進めてまいりたいと考えており、いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
5	参考	3	<p>コロナ禍の中、ろう者は大変な苦勞をされています。マスクを皆がしているため、読唇ができず、買い物もなかなか難しいと聞いています。</p>	

			<p>手話の普及は、一朝一夕ではできませんが、将来にわたって重要な施策であると確信します。</p> <p>小学校や中学校の義務教育に九九を覚えるように、手話を覚えるカリキュラムがあればいいのではないかと思います。</p>	
6	参考	3	<p>「手話」というものがあるという事を最初に知ってもらう（全市民に知ってもらう）事が大事だと思います。</p> <p>英語のように小学校・中学校の授業に「手話語」を設定する事ができないでしょうか。</p> <p>道徳の授業の時に、耳の聞こえない人がいる、その方たちのコミュニケーション手段として手話があるという事を教える事も大事だと思います。</p>	
7	参考	3	<p>幼稚園、保育園で年1回の手話体験(手話遊び)を、実施して欲しいです。これまで三日市幼稚園で実施してきたが、子ども達の反応も良いと感じています。</p>	
8	参考	3	<p>ろうや難聴の児童が在籍している小学校には難聴学級を作って欲しいです。手話の講師派遣や、聴覚支援学校での交流がスムーズにできるような制度を作って欲しいです。</p>	<p>(仮称) 河内長野市手話言語条例(案)へご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>障がい児の学校における学級設置等については、障がい児本人の障がいの状況や、保護者の意向、通学する学校施設等を考慮しながら、障がい児の適切な支援に努めております。</p> <p>今後においても、各関係機関とも密接に連携を図りながら、適切に支援してまいります。</p>
9	参考	3	<p>市内の病院や各施設等で、電話リレーサービスを使えるようにして欲しいです。</p>	<p>(仮称) 河内長野市手話言語条例(案)へご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p>
10	参考	3	<p>ろうの方の一番大事な命を守るという事に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線がありますが、その放送はろうの方には聞こえま 	<p>災害情報の提供等、情報の伝達手段については、ホームページやLINE等のSNSの活用等、様々な伝達手段を用いることで、多くの方に受け取っていただけるよう努め</p>

			<p>せん（救急車を呼ぶ時は消防署に届け出をして問題解決はできるようにになっている。）。携帯電話などで本人に「わかるシステム」を考えていただきたい。</p> <p>・ろうの方は、後ろから車が来た時にクラクションを鳴らされても気付かず、ひかれそうになったり、通り過ぎるときに怒鳴られたりしています。耳が聞こえないという事を周りの人に分からしめる方法はないものですか。</p> <p>音（言葉）を本人に知らせる方法（振動に替わる器具等）を開発できないものですか。（微電流を流すようにして本人に分からしめるなど）</p>	<p>ているところでは。</p> <p>ろう者に対する多様な意思疎通手段の確保については、ろう者の情報・意思疎通の保障を考える上で重要であると認識しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
11	参考	3	<p>「手話」というものがあるという事を最初に知ってもらう（全市民に知ってもらう）事が大事だと思います。</p> <p>市の広報紙で「ろうの方」や「手話」関係の記事を載せて全市民に知ってもらうのはどうか。</p>	<p>（仮称）河内長野市手話言語条例（案）へご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本条例制定の目的の一つでもあります、手話やろう者に対する理解についての市民や事業者への周知、啓発に向けては、多種・多様な媒体を活用することが重要であると認識しておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
12	参考	3	<p>「手話」というものがあるという事を最初に知ってもらう（全市民に知ってもらう）事が大事だと思います。</p> <p>市役所・図書館・ラブリーホール等公共施設のテレビ等で手話関係の放送をするのはどうか。（市役所では少ししているようですが）</p>	

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 福祉部 障がい福祉課

0721-53-1111